

## 条 例 改 正

議案  
第 34 号

▶ 可決

### 選挙運動用ビラ・ポスター 作成公営経費の限度額引き上げ

市議会議員・市長の選挙運動用ビラ・ポスター作成公営経費の限度額を引き上げるものです。

**問** 改正による増加額の試算は。

**答** 限度額の差額は、ビラの作成で市長選挙が10,400円、市議会議員選挙が2,600円、ポスターの作成で5,888円の増加である。

議案  
第 36 号

▶ 可決

### 大学生世代の子等の給与収入に 新たな特別控除創設など

税制改正に伴い、現行「103万円まで」の大学生世代の子等の給与収入について、「160万円まで」の新たな特別控除を創設する等の改正です。

**問** 市県民税について、大学生の控除額が大きくなることによる税収の影響は、どの程度を見込んでいるか。

**答** 6年度の定額減税の減収分がなくなるので、大学生の控除額による減収はあるものの、回復が見込まれる。

議案  
第 37 号

▶ 可決

### 勤労者体育センター等に 指定管理者制度を導入

勤労者体育センター、市民テニスコート及び総合運動公園に指定管理者制度を導入するために改正するものです。



勤労者体育センター

**問** 導入により、従前の事前申請や減免申請の手続きはどうなるのか。

**答** 詳細は未定だが、従来どおり市の窓口で受付は行えるようにする。

**問** 導入に伴うメリット等は。

**答** 受託業者のノウハウや経験を活かし、サービス向上・コスト削減が見込まれる。また、指定管理者に管理を任せることになるため、連携を密にとっていく。

**問** 利用料金の取り扱いは。

**答** 利用料金については、条例の額を上限として、指定管理者が定める。

**問** 導入に関する今後のスケジュールは。

**答** 8月に指定管理者の公募、9月にプロポーザルの実施、10月に指定管理者候補を決定し、その後12月議会で議決をいただき、来年3月までに協定の締結、4月から指定管理開始予定。

### 反対討論

指定管理者制度は多様化するニーズへの対応、市民サービスの向上、行政コストの削減などがあるとされている。しかし、デメリットは公共の利益より企業利益が優先される可能性もあり、そのため、市民サービスの質の低下が問題になっている。

議案  
第 38 号

▶ 可決

### 菁莪第二児童クラブを設置



菁莪小学校(空き教室を使用予定)

菁莪第二児童クラブを設置することに伴う条例改正です。

**問** 菁莪第二児童クラブ整備は、入所児童の保育環境改善につながるのか。

**答** 菁莪児童クラブでは定員40名に対して、51名入所しており、待機児童は8名いることから、入所希望児童数は59名。菁莪第二児童クラブ整備により学童保育所の定員合計数は75名となるため、保育環境の改善が図られる。

**問** 他の小学校区における待機児童数は。

**答** 7年6月1日現在、西小4名、東小20名、篠津小5名である。